

入札公告

「道路標識保守点検業務委託」について一般競争入札を行いますので下記のとおり公告します。

令和6年3月4日

高知県警察本部長 高清水 善弘

記

第1 入札に付する事項

1 委託業務名

道路標識保守点検業務委託

2 委託場所

高知、土佐、佐川、須崎、窪川、中村及び宿毛署（いの警察庁舎、清水警察庁舎を含む。）管内設置の路側式道路標識

3 委託概要

高知県公安委員会が設置、管理する道路標識等の機能維持を目的とした保守点検業務。詳細は「道路標識保守点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 予定価格

予算成立後、入札参加資格者に通知する。

6 最低制限価格

事後公表とし、設定する。

第2 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 建設業法第2条第1項に規定される「とび・土工・コンクリート工事」について、令和5年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であること。

- 3 この公告の日から当該業務委託の開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、(2)から(4)までについては、その手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りでない。
 - (1) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者
 - (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
- 5 次のいずれかの要件を満たす施行実績を有すること。
 - (1) 仕様書に示す保守点検業務を確実に履行し得ることを履行実績等で証明できる者であること。
 - (2) 平成20年度以降に元請け又は下請けとして完成及び引渡しが完了した、一契約当たりの請負金額（最終請負金額をいう。以下同じ）500万円以上の道路標識の設置工事。
 - (3) 平成20年度以降に元請けとして完成及び引き渡しが完了した、一契約当たりの請負金額1千万円以上の道路管理者発注の交通安全施設整備工事。

第3 入札参加資格の確認申請等

- 1 本入札に参加しようとする者は、令和6年3月12日(火)午後4時までに高知県警察本部長に申請書等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、本入札に参加することができる。

なお、申請書等の提出に当たっては、下記に持参するものとし、郵送又は電送による申請は受け付けない。

提出先：高知市丸ノ内2丁目4番30号

高知県警察本部 警務部 装備施設課 管財係

電話 088-826-0110 (2264)

- 2 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、そ

の結果は申請者に対して書面により通知する。また、入札参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を書面により通知する。

通知予定日 令和6年3月15日(金)

3 入札参加資格の喪失

2の入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が各号のいずれかに該当するに至ったときは、本入札に参加することができない。

- (1) 第2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第4 入札に必要な書類を示す場所等

1 申請書等の交付

(1) 交付期間

この公告の日から令和6年3月12日(火)までの間、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日とする。

(2) 交付時間帯

午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く。)までとする。

(3) 交付場所

高知市丸ノ内2丁目4番30号 高知県警察本部 1階 交通規制課
電話088-826-0110

(4) 交付方法：直接受け取り、又はホームページからのダウンロード

(<https://www.police.pref.kochi.lg.jp/>)

2 仕様書等の閲覧

仕様書及び契約書案(以下「仕様書等」という。)は、この公告の日から入札の前日までの間、1の(3)の高知県警察本部 1階 交通規制課において閲覧することができる。閲覧に際しては、閲覧所に掲示する注意事項を遵守すること。

3 仕様書等に関する質疑応答

仕様書等の内容について質問がある場合は、次の(1)から(3)までに従い、書面(自由様式)を提出すること。

- (1) 書面は、1の(3)の高知県警察本部 1階 交通規制課へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくはFAX(電話により着信を確認すること。)により提出するものとする。
- (2) 書面の受付は、この公告の日から令和6年3月14日(木)までの間、県の休日を除く毎日とし、午前9時から午後5時(正午から午後1時までを

除く。)まで行う。

- (3) 質問に対する回答は、書面を受理した後速やかにFAX送信するとともに、1の(3)の高知県警察本部 1階 交通規制課において閲覧に供する。

第5 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月25日(月)午前10時30分から
高知県警察本部1階 102会議室

第6 入札方法等

- 1 郵送による入札は、認めない。
- 2 入札に際しては、入札参加資格確認通知書(写し)を提示すること。同書の提示がない場合は、本入札に参加することができないことがある。
- 3 入札時間に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 入札参加者は、建設工事競争入札心得(平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知)を承知すること。

第7 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

第8 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

第9 入札の停止等

令和6年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件入札手続について停止等を行うことがある。

第10 その他

- 1 落札者の決定については、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- 2 提出された申請書等は、返却しない。
- 3 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 6 質疑等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- 7 問合せ先
第3の1の高知県警察本部 警務部 装備施設課 管財係